

東監査発第 41 号
平成28年 3月17日

東海村長 山田 修 様

東海村監査委員 土 尻 滋

東海村監査委員 飛 田 静 幸

平成27年度 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙内容のとおり報告します。

平成27年度定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2. 監査を執行した監査委員

監査委員 土 尻 滋

監査委員 飛 田 静 幸

3. 監査の対象及び範囲

総務部（総務課・人事課）・村民生活部（住民課）・福祉部（福祉保険課・健康増進課・子育て支援課）・建設農政部（区画整理課）・教育委員会（生涯学習課）・会計課・議会事務局における平成27年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日）に執行した事務事業。ただし、必要に応じて、過年度及び平成27年度1月以降の一部についても対象としている。

4. 監査期日

平成28年2月15日（月）：会計課，子育て支援課

2月16日（火）：区画整理課，生涯学習課

2月17日（水）：住民課，議会事務局

2月18日（木）：福祉保険課，人事課

2月19日（金）：健康増進課，総務課

5. 監査の主な観点

（1）事務事業及び予算の執行状況について

- ・事務事業及び予算の執行は、適法で計画的，効率的に行われているか。
- ・徴収・収納事務は適正に行われているか。
- ・支出の手続きは適正か。

（2）工事請負費・委託料・賃借料・備品購入費の執行状況について

- ・契約の方法は適正か。
- ・契約は適正に履行されているか。

（3）補助金・助成金等交付の執行状況について

- ・手続きは関係法令や要綱等に基づいて行われているか。
- ・補助団体に対し，関係法令や要綱等に則り，適切な指導・監督を行っているか。

（4）その他

- ・財産の管理は適切に行われているか。
- ・施設の維持管理は適切に行われているか。

6. 監査の方法

監査対象課局より事前に関係書類の提出を求め、「平成27年度事務の概要と課題」「課別科目別歳入・歳出予算執行状況書」「執行状況確認調書（工事請負費・委託料・賃借料・備品購入費）」「補助金・助成金・奨励費の手続き確認調書」その他関係証憑等を審査した。審査に当たっては、対象課局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。

7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び事業の執行状況は、関係法令等に従い概ね適正に処理されていたと認められる。監査意見を以下に示す。改善、検討を要する事項については、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務の執行に務められたい。

(1) 「(仮称)歴史と未来の交流館」整備事業について

本整備事業については、平成26年度に基本計画を策定し、27年度補正予算において設計業務の予算を計上しているが、村民の理解が進んでいないため、この予算を執行せず、28年度予算において基本設計を行う予定である。

この間、住民への説明、広報がほとんど行なわれていない。前年度に基本計画のパブリック・コメント（意見公募手続）を行っているが、意見提出はわずかに2名であった。

このような大きなプロジェクトを行なう際には、村民の理解が不可欠である。このため、構想、基本計画の段階から村民に対して様々な手段で積極的に情報提供を行い、説明責任を果たしていくべきである。そうすることにより、いろいろなところで話題になり、関心が高まり、延いては村民の理解も進む。

また、大きなプロジェクトを行なう際の取り組み方、進め方や村民の理解を得るための情報提供の在り方等について、庁内で検討・確認しておく必要がある。

(2) 計画の策定について

福祉保険課では、「第3次地域福祉計画（素案）」を昨年12月に策定し、パブリック・コメント、福祉関係団体等への説明を経て成案を得る予定である。

本計画は、担当課が自ら作成しており、また作成に際しては、福祉関係のアンケートや住民座談会における住民の意見、関係団体からの意見を汲み取り、それらを取り入れながら計画を作成しており、評価できる。健康増進課所掌の「第二次健康づくり推進計画」も同様な方法で作成している。

計画や施策の作成をコンサルタントに発注している例も多いが、住民に密接に関係する重要な計画については、上記の事例のように、村職員が情報を収集・把握し、考え、住民の意見をよく汲み取りながら、自ら計画を作成すべきである。そうすることにより、地域の状況に即した、良い計画が策定でき、また計画の検証・評価や改善すべき点の見直しも的確に行なえる。さらには、職員の人材育成、職務能力の

向上にも寄与するものとする。

(3) 住民への情報発信，周知について

健康増進課では，新規事業である「とうかいヘルスマイレージ事業」等を住民に周知するため，「広報とうかい」への掲載や各公共施設でのチラシ展示などと併せて，住民が集まる会合や検診などの機会を捉え，そこに出かけて事業を紹介し，周知を図っており，これは大いに評価できる。

行政情報の住民への周知方法として，例えば，村のホームページでは一部のアクセスする人にしか伝わらないし，公共施設での資料の展示，あるいは回覧板などでは，あまり情報が伝わっていないと思われる。多くの村民が見ている「広報とうかい」への掲載のほか，この事例のような住民への直接的な説明，あるいは自然に情報が耳に入ってくる村内放送の有効活用なども積極的に取り入れて，情報発信と村民への周知をより実効的に行なってほしい。

(4) パブリック・コメント（意見公募手続）について

パブリック・コメントの意見提出者が少ない。今年度はこれまで4件のパブリック・コメントを実施し，意見提出者は全部でわずか5名であった。

パブリック・コメントは行政の一手続きであるが，政策内容の公表とともに，政策形成過程において住民の意見を汲み取り，政策に反映させていくことは重要なことであるので，制度を形骸化させずに，有効に活用すべきである。

そのためには，特に住民に関係の深い政策については，住民への事前説明など，何らかの形で事前に情報提供を行ない，関心を持ってもらうとともに，例えば論点や住民に聞きたい点を分かりやすく提示して意見を求めるなど，住民が意見を出しやすい工夫も必要である。また，パブリック・コメントを開始するという情報の公表方法についても，検討する必要がある。

さらに，「東海村意見公募手続実施要綱」では，意見等の提出期間が，緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き，原則30日となっているが，これより短い場合が多い。今年度実施した4件については，12日から22日であった。余裕を持って計画を進めるなどして，住民の意見をきちんと汲み取るという観点から，改善を図ってほしい。

(5) 人材育成について

人事課では職員研修の一環として，通信教育や資格取得希望者に対する経費助成を行なっているが，今年度の希望者は，わずかに3名であった。

職員の職務能力の向上を図るため，OJTや外部派遣研修などと併せて，職務に関係する資格の取得や自己の資質向上のための教育受講などが，もっと奨励され，戦略的に行なわれてもいいのではないかと。資格取得などの勉強を通して，日常業務だけでは得られない知識や，その分野の体系的な知識を得ることができるので，職

員の職務能力の向上に繋がる。

(6) 規則等の改正並びに例規集の更新について

平成27年4月1日に組織改編され、「東海村組織設置条例」は同日付で改正されているが、「東海村行政組織規則」などの関係規則はいまだに改正されていない。従って、例規集にも改正前の規則が掲載されている。

総務課によれば、例規集の更新は、条例改正等がある議会の終了後に、年4回更新しているとのことである。担当課が上記のように規則等の改正や例規集更新の手続きを行っていない場合には、総務課が催促するなど、業務の連携をよくして、古い内容の規則等が例規集やホームページに掲載されているようなことのないようにしてほしい。

(7) 予算の流用について

本来、補正予算で対応すべき、比較的大きな金額の流用があった。流用は予算執行上の例外的な措置であり、軽微なものや真にやむを得ない場合に限られるので、予算要求をよく考えて行い、適正な予算執行に努めてほしい。

(8) 滞納、不納欠損問題について

保育所運営費負担金の滞納額が年々増加している。これは、入所児童の増加や納付者の規範意識の問題、過年度滞納者への対応不足などが原因であると考えられる。

この負担金については、長年、不納欠損処分を行っていない。この処分を行わないと、滞納額は年々増加していくので、ある基準を設け、その基準に合致した場合は処分していく、という措置も必要ではないか。

この滞納・不納欠損問題は、全庁的な問題であり、専門的な知識や経験が必要であるため、役場全体で公平かつ適正な対応を検討してもらいたい。

(9) 補助金交付について

生涯学習課では、ある補助対象団体が多額の繰越金を出しているため、先方と協議の上、現状では補助金を交付しないという判断をした。

これは、交付先の団体の状況をよく把握し、また先方とよくコミュニケーションを図りながら交付の判断を行なった、良好事例である。村が交付している補助金は多数あるので、この事例なども参考にして、有効で無駄のない交付事務を行なってほしい。

(10) 公有財産の管理について

公有財産（土地）台帳を調査したところ、本庁舎の土地の現況地目が「山林」のままであった。

東海村財務規則では、公有財産の管理、財産台帳の調製及び整備等の条項におい

て、公有財産の現況や実態を把握しておかなければならないことが規定されている。519件ある公有財産（土地）台帳を調査し、これらの公有財産が財務規則に従って適正に管理されているかを確認する必要がある。

（11）東海文化センターについて

東海文化センターは開館以来39年を経過しており、老朽化が進んでいるため、毎年、多額の補修費用を支出している。この施設をいつまで使用するのか、老朽化したら廃止するのか、あるいは新しい文化センターを建設するのか、など、老朽化の程度や将来計画・見通しなどのバランスを考えながら、補修を実施していく必要がある。

総務課では、公共施設等の老朽化・利用状況などの状況調査や将来の見通し、財政状況の見通しを踏まえ維持管理・更新がどの程度可能か、などの検討を含む「公共施設等総合管理計画」を平成28年度までに策定する計画である。

この結果も活用しながら、文化センターの維持管理の考え方や将来計画について、まちづくりの視点を含め、早めに検討しておく必要があるのではないかと。

（12）支払伝票等について

支出伝票等に入力ミス、記入漏れ、記載の不備などが多く見られる。記入すべき欄に記載がない、添付書類の不備など、単純ミスではない事例も多くあった。

このような事例を防止するには、まずは発生事例を周知し注意喚起すること、再発防止策を検討し周知すること、そして課内のチェック体制をきちんとすることが必要である。単純ミスではない事例も多いことから、伝票の書き方等に関するマニュアルを再整備するとともに、例えば保育所や幼稚園など役場外の現場を含めて、伝票等の作成の仕方を今一度、確認させる必要がある。

区画整理課では、伝票審査に係る指摘事項について課内で回覧し、皆が目を通している。このためか、伝票の記載ミス、不備等が極めて少ない。このようなことを含め、改善を図ってほしい。

（13）消せるボールペンの使用について

消せるボールペンを伝票や添付書類に使っている例が数件あった。言うまでもなく、書類の保存、改ざん防止等の観点から、公的書類にこのような筆記具は使用してはならないので、全課室局において指導を徹底されたい。

（14）業務上の課題について

各課とも業務上の課題を認識しているが、その解決策についても考える必要がある。「現状、課題、その解決策」という3点セットでいつも考え、行政事務・サービスを改善、向上させていってほしい。